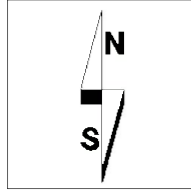
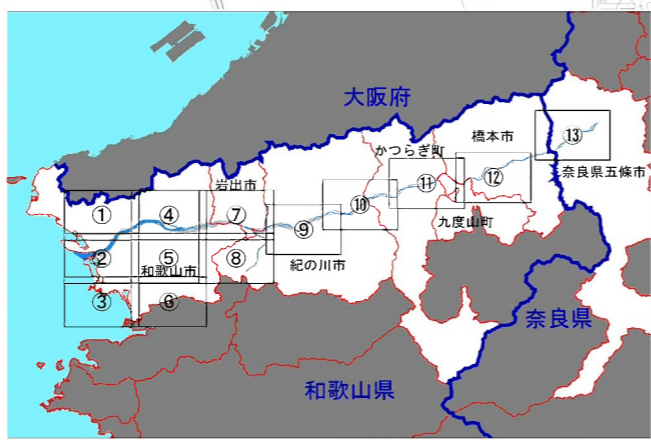




- 凡 例
- 浸水した場合に想定される水深  
(ランク別)
- 0.5m未満の区域
  - 0.5m～3.0m未満の区域
  - 3.0m～5.0m未満の区域
  - 5.0m～10.0m未満の区域
  - 10.0m～20.0m未満の区域
  - 市町村境界
  - 河川等範囲
  - 浸水想定区域指定の対象となる  
洪水予報河川及び水位周知河川



- 1 説明文
- (1) この図は、紀の川水系 紀の川の洪水予報区間および、貴志川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - (2) この洪水浸水想定区域は、公表時点の紀の川・貴志川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して紀の川においては、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 橋本 1/100 船戸 1/150 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が橋本 1/100 (1%) 船戸 1/150 (約0.7%)) の降雨、貴志川においては、洪水防御に関する計画の基本となる戦後最大流量の昭和28年7月出水時の降雨に伴う洪水により紀の川・貴志川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
  - (2) 公表年月日 平成28年6月14日
  - (3) 告示番号 国土交通省 近畿地方整備局 告示第111号
  - (4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
  - (5) 対象となる洪水予報河川及び水位周知河川
    - ・紀の川水系紀の川(実施区間)
      - 左岸: 奈良県五條市牧町大字広瀬37番地先から海まで
      - 右岸: 奈良県五條市小島町大字屋舗ノ下453番1地先から海まで
    - ・紀の川水系貴志川(実施区間)
      - 左岸: 和歌山県紀の川市貴志川町神戸760番地から紀の川合流点まで
      - 右岸: 和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口453番地から紀の川合流点まで
  - (6) 算出の前提となる計画降雨
    - 橋本地点上流域の2日間の総雨量 484mm
    - 高島地点上流域の24時間の総雨量 297mm
    - 船戸地点上流域の2日間の総雨量 440mm
  - (7) 関係市町 和歌山市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町、橋本市、五條市



# 紀の川水系 洪水浸水想定区域図

## 【計画規模】02

この地図は、和歌山市長の承認を得て和歌山市都市計画図1/2,500の測量成果を使用し調整したものです。(承認番号 平成28年5月25日 和都計第150号)